

ハーモニー在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人久寿福祉会が設置するハーモニー在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所(以下「ハーモニー」という。)が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、ハーモニーの介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ハーモニーにおける指定居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従うものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。
- (5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (6) 指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ハーモニー在宅介護支援センター
- (2) 所在地 栃木県鹿沼市村井町146番地6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ハーモニーにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤・主任介護支援専門員・介護支援専門員と兼務)
管理者は、ハーモニーの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ハーモニーの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし、12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 前2号の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 ハーモニーの行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供に当たる。

- (1) 要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。
 - (2) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス提供事業者その他の者との連絡調整等を行う。
 - (3) 当該要介護者が介護保険施設への入所を要する場合は、介護保険施設への紹介その便宜の提供を行う。
 - (2) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項
- 2 介護支援専門員は、通常ハーモニー相談室において利用者の相談を受けるものとする。
 - 3 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当たっては、宮城県版、もしくは栃木県方式等に基づく課題分析票を用いて行うものとする。
 - 4 介護支援専門員は、介護サービス計画の原案に位置づけたサービスについての調整等を図るため、通常ハーモニー会議室に、当該サービス担当者を招集してサービス担当者会議を開催するものとする。
 - 5 介護支援専門員は、第1項各号に規定する指定居宅介護支援を行うため、1月に1度以上利用者宅を訪問するものとする。
 - 6 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴しない。
 - 7 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の実施地域を越えた所から、片道1km当たり20円とする。
 - 8 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
 - 9 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

10 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、鹿沼市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情処理)

第9条 提供した指定居宅介護支援又は自らが計画に位置付けた指定介護サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持)

第10条 ハーモニーは、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切が取り扱いに努めるものとする。

2 ハーモニーが得た利用者及びその家族の個人情報については、ハーモニーでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 ハーモニーは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、指定居宅介護支援の提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第12条 ハーモニーは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ハーモニーは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 ハーモニーは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第13条 ハーモニーは、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（リモート等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 ハーモニーは、指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 ハーモニーは、介護支援専門員等の質的向上を図るために研修や会議の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 事業所全体や介護支援専門員のスキルに応じて計画的に研修を受けていく

(3) ハーモニー支援センター内会議（ミーティング） 週1回

(4) 地域包括支援センターから困難な事例を紹介された場合、月1回地域包括支援センター主任介護支援専門員のスーパービジョン（スーパービジョンのあるミーティング）を受けながら連携し進めていく。

- 3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 4 ハーモニーは、従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 ハーモニーは、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 ハーモニーは、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人久寿福祉会とハーモニーの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成11年10月1日から施行する。
- この規程は、平成12年3月14日から施行する。
- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成12年7月1日から施行する。
- この規程は、平成15年11月1日から施行する。
- この規程は、平成16年5月1日から施行する。
- この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年8月1日から施行する。
- この規程は、平成19年2月1日から施行する。
- この規程は、平成19年6月1日から施行する。
- この規程は、平成19年11月1日から施行する。
- この規程は、平成20年2月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成20年6月1日から施行する。
- この規程は、平成20年8月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年10月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年5月1日から施行する。
- この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成28年11月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。